

どこにつけたらいいの？

下記の図を見てあなたのお宅に必要な住宅用火災警報器の設置場所を調べましょう。

住宅用火災警報器の設置が必要な場所

寝室

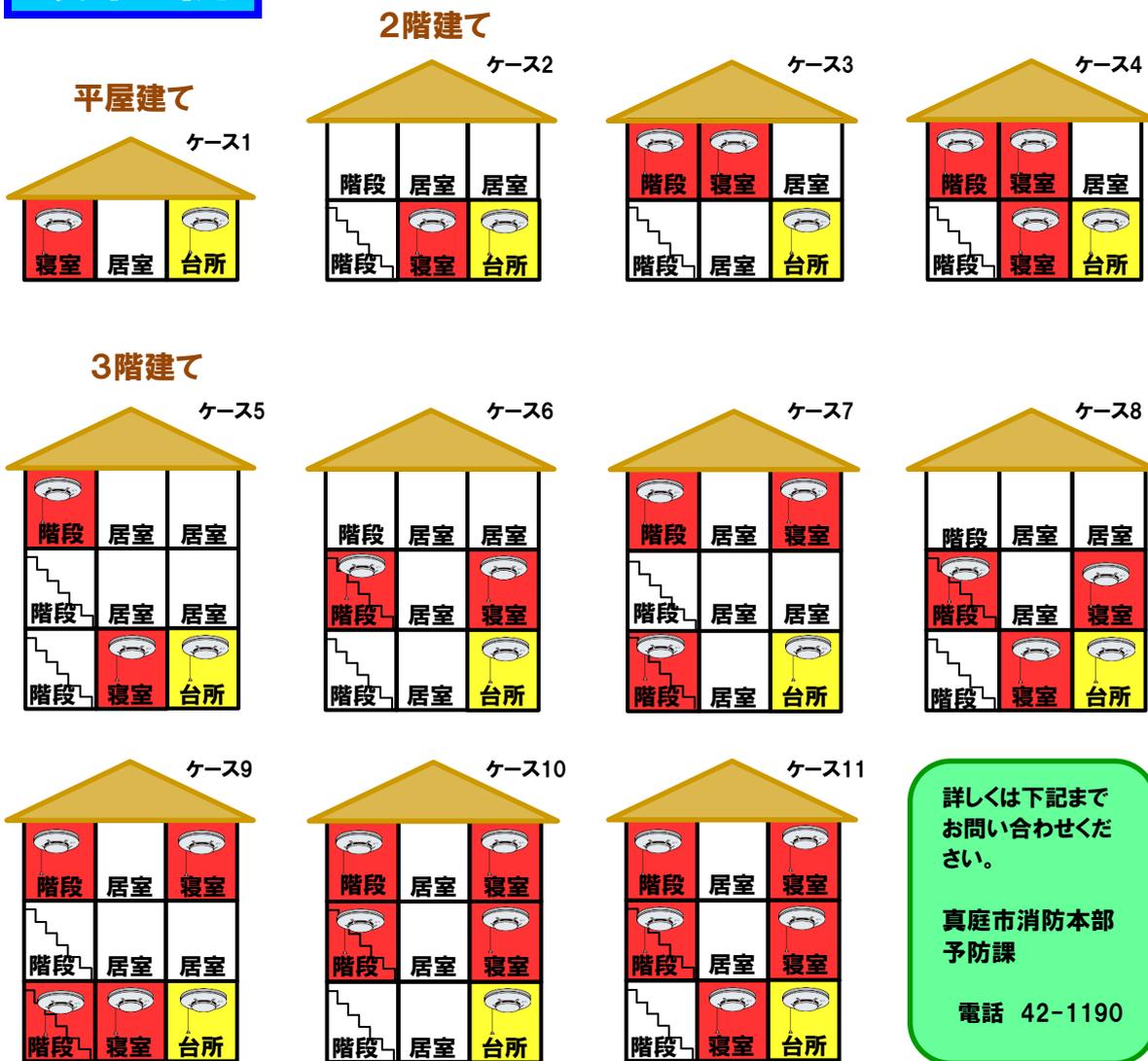
(設置義務あり)

階段

台所

(設置を推奨)

設置例



詳しくは下記まで
お問い合わせください。

真庭市消防本部
予防課

電話 42-1190

住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを悪用して、消防署など公的機関を装って強引に商品売りつけるなどの事例が全国的に見受けられますのでご注意ください。
消防署などの公的機関が訪問販売をすることはありません。

住宅用火災警報器の設置基準

住宅用火災警報器の設置については、「真庭市火災予防条例」で設置基準が定められています。

(1) 設置しなければならない場所(義務)

- ① 寝室(必須)
- ② 階段(場合による)

(2) 設置することを推奨する場所(推奨)

- ③ 台所

(3) 設置例

| ケース | 階数 | 寝室 | 住宅用火災警報器を設置する場所 | | |
|-----|------|----------|-----------------|------------|------|
| | | | ① 必須 | ② 場合による | ③ 推奨 |
| 1 | 平屋建て | 1階のみ | 寝室 | | 台所 |
| 2 | 2階建て | 1階のみ | 寝室 | | 台所 |
| 3 | | 2階のみ | 寝室 | 階段の2階部分 | 台所 |
| 4 | | 1階と2階 | 寝室 | 階段の2階部分 | 台所 |
| 5 | 3階建て | 1階のみ | 寝室 | 階段の3階部分 | 台所 |
| 6 | | 2階のみ | 寝室 | 階段の2階部分 | 台所 |
| 7 | | 3階のみ | 寝室 | 階段の1階・3階部分 | 台所 |
| 8 | | 1階と2階 | 寝室 | 階段の2階部分 | 台所 |
| 9 | | 1階と3階 | 寝室 | 階段の1階・3階部分 | 台所 |
| 10 | | 2階と3階 | 寝室 | 階段の2階・3階部分 | 台所 |
| 11 | | 1階と2階と3階 | 寝室 | 階段の2階・3階部分 | 台所 |

(4) 種別

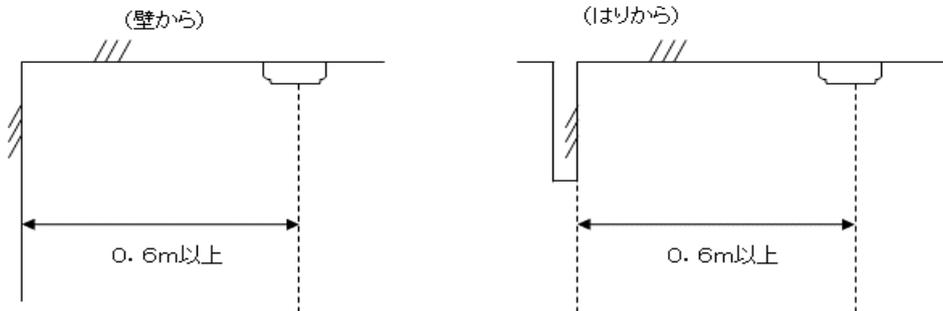
基本的には、「煙式」(光電式)の住宅用火災警報器を設置してください。

台所は、「熱式」(定温式)の住宅用火災警報器を設置することもできます。

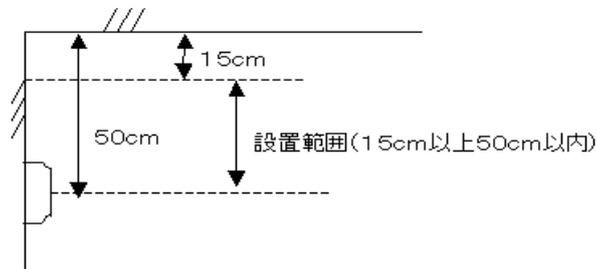
(5) 取付位置

基本的には、天井でも壁でも設置することはできますが、設置する位置は下記のとおり定められています。

- ① 天井に取り付ける場合は、壁から0.6m以上離して取り付けます。また梁などがある場合は、その梁から0.6m以上離して取り付けます。



- ② 壁に取り付ける場合は、天井から15～50cmの範囲内で取り付けます。



- ③ エアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

